

富谷市地域福祉計画

令和5年度 包含計画評価報告書

(成年後見制度利用促進計画、生活困窮者自立支援計画、自死対策計画)

【施策（各事業実績）】

方向性2 権利擁護の推進と体制づくり【成年後見制度利用促進基本計画】

(1) 権利擁護と成年後見制度の利用促進（富谷市地域福祉計画 62ページ）

支援を必要としている人の権利や意思決定を社会全体で支援するため、権利擁護と成年後見制度の利用促進に取り組みます。

区分	主な事業（実績）
市の取組	①権利擁護事業・老人ホーム入所措置（保健福祉総合支援センター） ・心身の状態や環境の状況等により、在宅において日常生活を営むことに支障がある65歳以上の2名について、養護老人ホームの入所措置を継続。 ・権利擁護事業では、NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」へ委託し、虐待を含めた困難事例や成年後見、債務整理等の助言をいただいている。 ②高齢者・障がい者・児童等虐待防止連絡協議会（保健福祉総合支援センター、地域福祉課、子育て支援課） ・各虐待防止連絡協議会において代表者会議を年1回開催し、虐待予防や早期発見・早期対応、擁護者支援等について研修を実施した。 ・実務者会議を年1～3回開催し、支援方針や役割分担の確認を行った。 ③権利擁護を推進する中核機関の整備／法律・福祉・医療等の連携によるネットワーク構築と協議会の設置（保健福祉総合支援センター、地域福祉課） ・権利擁護の取組を推進する中核機関の業務、地域課題、連携体制構築について協議する成年後見制度利用促進協議会を年1回開催。 ・利用促進に向けて研修会や広報紙による周知啓発、相談から申立て及び選任後の後見人等支援を一体的に行い、地域連携ネットワークの充実を図った。 ④成年後見制度利用支援事業（保健福祉総合支援センター、地域福祉課） ・該当者へ審判請求費用及び後見人等報酬助成を実施した。 ・市民後見人フォローアップ研修を年5回開催し、成年後見制度の新たな担い手として要請した市民後見人候補者名簿登録者の能力維持と資質向上を図った。

外部団体等	①富谷市社会福祉協議会 ・権利擁護センター，成年後見サポート推進協議会において審議する案件はなかったが，事務局に対し市長申し立ての実施について個別に意見を求めた。 ・宮城県社会福祉協議会からの日常生活自立支援事業の業務移行や方向性が主となり，成年後見サポート推進協議会の開催には至らなかった。今後権利擁護センターの方向性を含め、検討が必要である。 ②虐待防止連絡協議会 弁護士、警察、宮城県、児童相談所、医療機関、消費生活センター、人権擁護委員、民生委員、社協、各サービス事業所、学校、保育所・幼稚園、児童クラブ等 ③NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」 ④サポネット宮城（宮城県高齢者・障害者権利擁護連携協議会）
-------	--

【施策（評価）】

方向性2 権利擁護の推進と体制づくり【成年後見制度利用促進基本計画】

(1) 権利擁護と成年後見制度の利用促進（富谷市地域福祉計画 62ページ）

支援を必要としている人の権利や意思決定を社会全体で支援するため、権利擁護と成年後見制度の利用促進に取り組みます。

振り返り	事業の見直しや修正
権利擁護については、対象者の状況及び意向を確認し、ニーズに応じた対応を行ってきた。 虐待防止連絡協議会では、法律・福祉・医療等の関係機関との連携により、支援を必要とする人の把握や早期対応に努めた。また、虐待予防や早期発見・対応の強化、及び権利擁護についての理解を促進するため、関係機関を対象に研修会等を開催した。 実践目標としている成年後見制度利用者数は減少しているが、制度の問い合わせは増加傾向にある。市民向け研修会や広報紙等により成年後見制度の周知・啓発を行ったことで制度利用促進に寄与したものと考えられる。	権利擁護や虐待については、引き続きニーズに的確に対応するとともに早期対応に努め、本人の尊厳を維持しながら生活できるよう支援を継続する。 新たに地域包括支援センター運営推進会議を開催し、虐待及び権利擁護において支援を要するケースの進捗確認を行う。 成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度利用促進協議会において地域課題等を検討し、中核機関は、制度の利用促進に資する相談・広報・促進(マッチング)・後見人支援の各機能を担う。 相談機能、後見人支援機能については制度の相談、申立てから後見人支援までを一体的に行う。広報機能については、市民向け研修会の開催と広報紙への記事掲載を継続し、制度周知啓発を図る。 促進機能については、3名の市民後見人候補者名簿登録者に対し、フォローアップ研修

	を開催し、養成講座で得た知識と面接技術等の維持を図る。今後の市民後見及び法人後見養成研修については、市民のニーズ及び県、他市町村の動向を鑑み、協働も視野に入れ検討する。 法人後見については、市単独で新たな事業所確保は難しい状況にあり、県で実施体制整備に努める方向であることから、県の動向を注視しながら、事業展開を検討する。
推進協議会の意見	
※委員からの意見なし	

方向性3 一人ひとりの状況に応じた支援の展開【生活困窮者自立支援計画】

(1) 生活困窮者等への支援の充実(富谷市地域福祉計画 64ページ)

生活困窮者等が地域で孤立しないよう、サービスの周知を図り、相談支援や助成を行います。

区分	主な事業（実績）
市の取組	①自立相談支援事業（生活困窮者自立相談支援制度）（地域福祉課） 仕事、住居、心身の不調、借金、家庭・人間関係、社会的偏見等の問題を複合的に抱える生活困窮者に対し様々な悩みの相談を受け、支援計画を作成し生活再建の支援を行うもの。 地域福祉課内に富谷市自立相談支援センター(主任相談員、相談支援員、アウトリーチ支援担当、家計改善支援担当、就労準備支援担当の計5名)を設置。 新規相談件数：271件(延べ4,361件)。 ②住居確保給付金（生活困窮者自立相談支援制度）（地域福祉課） 離職等により経済的に困窮して住居を失った方等へ一定期間家賃補助を行うもの。 2世帯に、計196,000円を支給。 支給世帯は見込みより少なかったものの、申請世帯には迅速な対応を行い、支給決定後も就職活動状況等の確認を行った。 ③地域や社会から孤立している人の支援(子育て支援課、地域福祉課、長寿福祉課) 地域福祉課において、「ひきこもり相談窓口」を設置。 ・ひきこもり支援チーム定例会を月1回開催。 自立相談支援センターアウトリーチ支援員、富谷市障がい者等相談事業相談員、地域福祉課精神保健福祉担当保健師、地域生活支援担当職員によるひきこもり相談・支援ケースの状況報告及び支援体制・プラン検討を実施。 実施回数：12回

	・ひきこもり医師相談会を実施。回数：4回 実相談者数：8名 ・自立相談支援センターにてアウトリーチ支援事業を実施し、ひきこもり支援を実施。（支援世帯：25世帯、25人） ④生活困窮者の支援のための関係機関との連携体制の強化（地域福祉課） 毎月1回地域福祉課と自立相談支援センターとの連絡会議を実施。また、個別ケースの支援調整会議を2回実施。 生活福祉資金貸付窓口である社会福祉協議会と自立相談支援センターとの情報交換会を実施し、生活困窮者の現状と課題について共有化を図った。（地域福祉課） ⑤子どもに対する取組み・支援（子育て支援課） ・母子保健事業や地域子育て支援事業や子どもの貧困対策事業など、地域の協力を得て、こどもたちへの支援を行った。 ・生活貧困層に限定せず、すべてのこどもが環境に左右されることなく安心して生活することができるよう「富谷市こども未来応援プラン」（子どもの貧困対策計画）を策定した。 ⑥小中学校要・準要保護児童生徒援助費補助事業（学校教育課） 経済的理由によって就学困難な児童について、学校用品費等を給付することにより、経済的負担を軽減し、公平公正な教育の機会を提供した。 ⑦人権教育・相談等事業（市民協働課） ・社会福祉協議会と連携し、人権擁護委員、行政相談委員、生活相談員等による身近な場所での相談窓口を開設し、市民の安全安心な日常生活の確保に努めた。 ・法律相談を実施し、市民の法的問題の相談に対し弁護士による専門的な助言を行った。 ・保護司等との連携による社会を明るくする運動の取組や啓発活動の実施により、更生保護への理解促進を図ることができた。
外部団体等	①富谷市社会福祉協議会 ○生活福祉資金貸付 新規5件 ②特定非営利活動法人ふうどばんく東北AGAIN

(2) 働く機会の確保(富谷市地域福祉計画 65 ページ)

生活困窮者や求職している人が個々の能力に応じた適切な仕事に就くことができるよう、関係機関と連携し、就労活動を支援します。

区分	主な事業（実績）
市の取組	①就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）（地域福祉課） ・就労が困難な人を対象に一般就労ができるよう就労に向けた準備プログラムを最長1年の有期で実施するもの。利用者2名のうち、2名就労決定。 ・生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、個々人の状態にあったプランを作成し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら就労支援員による支援を実施。

	②労働雇用対策事業(産業観光課) シルバー人材センターの円滑な運営に向けて適切に補助金を支給した。高齢者に対して就業の機会を提供することで、高齢者が健康を保持しながら、生きがいを持って生活できる環境づくりに寄与すると同時に高齢者医療の抑制や、介護予防にも貢献している。 ③障がい者の就労支援事業(地域福祉課) ・地域活動支援センター利用者 登録 15 名中、年度内に職場復帰となった方 1 名、就労継続支援 B 型事業所へつながった方 3 名。 ・開所の問い合わせがあった事業所に対し、不足しているサービスやニーズの高いサービスの情報共有を行い、事業所参入に繋がるよう努めた。 ④企業等に対する障がい者への理解促進の取組み(地域福祉課) 個別事例を通して障害者雇用の企業等と連携を図った。 また、富谷市・黒川地域自立支援協議会「就労支援ネットワーク会」を1回実施したが、企業等との具体的な取組には至っていない。 ⑤富谷市障がい者等相談支援事業、富谷市障がい者等基幹相談支援事業(地域福祉課) 基幹相談支援事業及び障がい者等相談支援事業では、障害特性に合わせた就労相談を実施し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター「わ〜く」等関係機関と連携し支援に努めた。 ⑦ひとり親家庭自立支援給付金事業(子育て支援課) 【家庭児童相談室】 ホームページや広報紙を通じて、ひとり親家庭自立支援給付金事業などの周知啓発を行った。 ⑧農福連携等の取組み(地域福祉課、農林振興課) 一人ひとりの心身の状況に応じた就労や活躍の場を確保するため、幅広い産業分野の事業所等との連携強化に取り組んだ。
外部団体等	①ハローワーク ・職業紹介、就労定着支援等 ・ハローワーク大和「就職支援ナビゲーター」による出張相談会の実施 ②障害者就業・生活支援センター「わ〜く」 ③富谷市シルバー人材センター

【施策（評価）】

方向性3 一人ひとりの状況に応じた支援の展開【生活困窮者自立支援計画】

(1) 生活困窮者等への支援の充実（富谷市地域福祉計画 64ページ）

生活困窮者等が地域で孤立しないようサービスの周知を図り相談支援や助成を行います

(2) 働く機会の確保（富谷市地域福祉計画 65ページ）

生活困窮者や求職している人が個々の能力に応じた適切な仕事に就くことができるよう、関係機関と連携し、就労活動を支援します。

振り返り	事業の見直しや修正
実践目標の自立支援プラン作成件数は235件で、前年度より129件減少した。要因としては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、経済活動が本格的にコロナ禍以前に戻ったことや、R4年度からコロナ禍に借入した生活福祉資金の返済開始を迎えたが、R5年度にリプランの必要な方が少なかったことが影響していると分析している。 新規相談者数は、271件（前年度比26件増）、延相談者数は4,361件（前年度比2,145件減）となっており、R5年度は、コロナ禍での経済活動の停滞から脱し、環境が整えば就労できる力のある方々は自立の目途がたち、就労に繋がりにくい高齢者や病気や障害など背景に生きづらさのある方、元々家計管理に課題のある方、ひきこもりの方など丁寧に根気強いアプローチが必要な方が対象となってきた。 昨今の生活困窮者への支援は、多様化・複雑化したニーズへ対応した「一人ひとりの状況に応じた伴走型の支援」を求められている。この状況を踏まえ、自立相談支援センター事業も生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施、アウトリーチ支援の強化、一時生活支援事業を実施し、支援員も5名体制でチームとして支援を実施した。 生活困窮者への支援については、地域福祉課及び委託先の富谷市自立相談支援センターにて、定期的に連絡会議を持ち、情報共有することで、支援の方向性の道筋の決定や新たな課題把握につながっている。 また、生活困窮のみならず複雑化した課題を持つケースへの支援については、重層的支援機関とも連携し支援を検討している。	生活困窮者支援体制の構築のため、地域福祉課及び自立相談支援センターとの連絡会議をベースに、必要に応じ民間団体等も含めた関係機関の参画も図り、生活困窮支援に対する地域課題の共有、連携支援の方策を検討していく。

ひきこもり相談窓口や医師相談会等については、広報等にて周知を図り、一定数の相談があり、ケースの掘り起こしとして効果を感じているが、問題解決にはすぐに結びつかず、粘り強い支援が必要となっている。 ひきこもりの背景には精神疾患や発達障害等の要因を抱える方もおり、令和4年度より「ひきこもり支援チーム定例会」として、自立相談支援センターアウトリーチ支援員、富谷市障がい者等相談事業相談員、地域福祉課精神保健福祉担当保健師、地域生活支援担当職員による、ひきこもり相談・支援ケースの状況報告及び支援体制・プラン検討を実施し、チームで多角的に関わる支援方法をとっている。 急激な支援結果は得られづらいもののアウトリーチ支援を実施しながら、地域から孤立させず、息の長い支援につなげていく必要がある。 こどもへの学習支援や居場所の提供等の検討については、現在、生活保護や自立相談支援センターにて把握している学習支援対象者が極少数であるため、生活保護受給者及び困窮者向けの学習支援実施は未だ検討段階に留まっている。母子世帯など関係課にて把握している対象となり得る世帯の状況により、関係課と事業実施のあり方を検討する。	
推進協議会の意見	
・生活困窮の視点でいうと、コロナ禍における特例貸付に関する相談から、最近は物価高騰に関わる相談が増えてきており、社会情勢が不安定であることを感じる。 生活困窮の相談を入口にして話を伺うと、世帯の中で複数の課題を抱え、複雑化しているという事もあり、単独の支援機関による支援・関わりでは解決が難しく、関係機関や企業等の協力をいただきながら時間をかけて対応に当たっていることから、多機関連携の取り組みの必要性を感じる。 ・相談を受けた時点では、特に困窮等のリスクは見られないが、家族の中にひきこもりの方や障がいのある方がいる場合に、当事者または支える家族が高齢になることで、将来、経済的に破綻する可能性が高いと予見できる方がみられる。 経済破綻リスクが高い世帯については、問題解決型の即時的な対応ではアプローチすることができないので、予防的な視点から支援者が関わっていけるような施策を期待している。	

方向性5 生きるための包括的支援の体制づくり【自死対策計画】

(1) 身近で大切な人の心の声に気づき、気軽に相談できる体制づくり（地域福祉計画 71ページ）

あらゆる機会を通じて自殺リスクを早期発見・早期対応するため、各種関係機関と連携し、包括的支援体制を構築するとともに、自死予防や相談窓口に関する普及・啓発に努めます。

区分	主な事業（実績）
市の取組	①自死予防対策支援事業（地域福祉課） 自殺予防週間や自殺対策強化月間等に、広報にて相談先等（電話、SNS等）の周知・啓発を実施。相談分野別の相談機関一覧（国・県）を窓口常設。 相談窓口周知啓発用ポケットティッシュ（509個配布）、自死予防月間ポスター掲示を公民館・地域包括支援センター等の関係機関を通じ設置。 市役所職員向けのゲートキーパー養成研修（eラーニングシステム活用）を開催（19名参加） ②悩みを抱えた児童生徒への対応（学校教育課） 市立小学校8校、市立中学校5校にスクールカウンセラーを配置し、学校における児童生徒の指導体制との効果的な連携を図りながら、学校生活の悩みを抱え悩んでいる児童生徒、思春期における情緒不安定な児童生徒や不登校児童生徒に対して支援や助言を行い、解決の糸口につなげている。 いじめの防止や早期発見、対処のあり方等について、総合的かつ効果的に推進するため、いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題対策調査委員会を合同で開催。 ③包括的支援体制の構築（全庁、事務局：長寿福祉課） 重層的支援体制整備事業移行準備事業に着手し、属性を問わない包括的な支援体制を構築することを目的に、保健福祉部内に庁内連携会議（庁内連携体制構築事業）を設置。 ④地区健康教室等における心の健康づくり（健康推進課） 地区健康教室を11地区で実施し、計230名が参加。うち2地区では、メンタルヘルスをテーマに実施し、32名が参加。 ⑤自殺対策強化月間における心の健康づくり（健康推進課） 市役所交流ホールに、不眠やストレス等のパンフレット等を配置し、周知啓発を行った。
外部団体等	①厚生労働大臣指定法人 一般社団法人いのち支える自死対策推進センター ②一般社団法人 日本産業カウンセラー協会東北支部 JAICO「ほっと一息ルーム」（無料対面相談、自死問題に関連した相談・遺族の相談）等 ※ 相談先詳細は、宮城県公式WEBサイト「自死対策に関する相談窓口等」に掲載

(2) 自死対策を支える人材の育成（地域福祉計画 72ページ）

日常生活の中で家族や友達、同僚の悩みに気づき、耳を傾け、必要に応じて、相談窓口や各種団体へつなぎ、見守ることができる人材の育成に取り組みます。

区分	主な事業（実績）
市の取組	①自死対策ゲートキーパー養成講座（地域福祉課） 市職員向けのゲートキーパー養成研修（eラーニングシステム活用）を開催。（19名参加） ②市役所相談窓口等での自死予防対応（全庁） 対応している各人が、相談者の様子について気を配り意識するよう心掛けている。
外部団体等	①宮城県自死対策推進センター

(3) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の充実（地域福祉計画 73ページ）

家庭や地域、学校において、命の大切さだけでなく、様々な不安やストレスへの対処方法を身に付けるため、SOSの出し方に関する教育を推進します。

区分	主な事業（実績）
市の取組	①いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策調査委員会（学校教育課） いじめの防止や早期発見、対処のあり方等について、総合的かつ効果的に推進するため、いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題対策調査委員会を合同で開催。 ②いじめに対する対策／児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進（学校教育課） ・各学校の生徒指導担当者会は年2回、いじめ・不登校担当者会は年1回開催し、すべての教職員のいじめへの意識を高め、組織的に対応することの重要性を改めて確認した。 ・市内の児童生徒の虐待事案や不登校児童生徒などに対応するため、2名のスクールソーシャルワーカーを配置したほか、2名のスーパーバイザー、教育指導員並びに教育相談員各1名のほか、7名の支援員を含む計12名体制とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と日常的な連携を図りながら、中学校での学習支援や家庭訪問、保護者等への教育相談など多面的な支援の強化・充実を図った。 ・各市立小中学校を訪問し、児童生徒が抱える様々な問題や生徒指導上の課題の解消を図ったほか、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、人権、法律、福祉等各専門分野の委員の意見を聞き具体的改善策を講じたうえ、学校によっては スクールロイヤーによる授業を行う等、いじめの防止といじめ事案の解決を目指した。 ・様々な要因により心のケアを必要とする児童生徒や保護者及び心の問題により不登校傾向などの学校生活に何らかの困難を抱える児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として、富谷市教育支援センターを設置した。 ・西成田コミュニティセンター内に不登校特例校富谷中学校西成田教室を開設し、更なる充実を図った。

外部団体等	①不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ） 教育全般の悩み、友達や家族などの悩み ②NPO法人ロージーベル（いじめや学校生活など様々な子どもの悩み）
-------	--

【施策（評価）】

方向性5 生きるための包括的支援の体制づくり【自死対策計画】

（1）身近で大切な人の心の声に気付き、気軽に相談できる体制づくり（地域福祉計画 71 ページ）

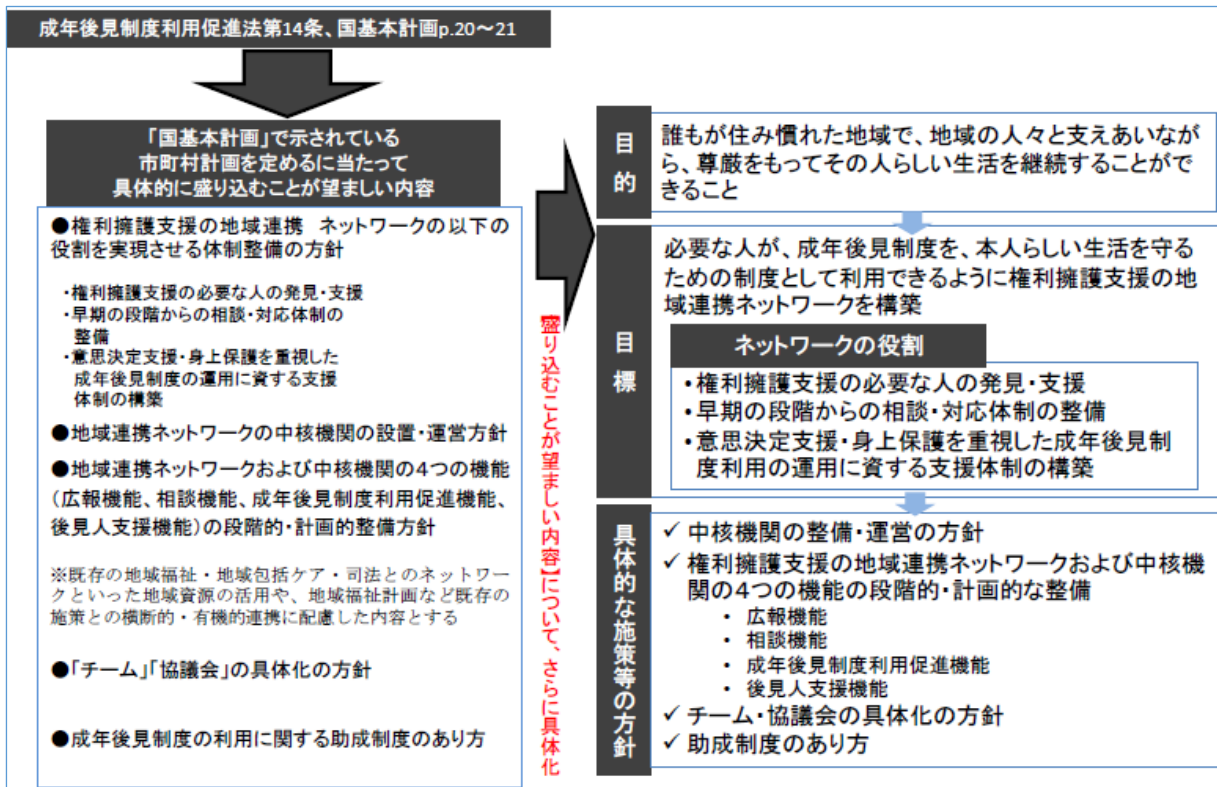
あらゆる機会を通じて自殺リスクを早期発見・早期対応するため、各種関係機関と連携し、包括的支援体制を構築するとともに、自死予防や相談窓口に関する普及・啓発に努めます。

振り返り	事業の見直しや修正
実践目標の自殺死亡率が減少した要因については明確でない。 ➡R5 年度実績が国統計公表前で比較できないため、R4 実績により振り返りを実施する。 関係機関も含めた不安や悩みの相談先等の周知・啓発の取組等に取り組んだ。 ゲートキーパー養成研修の実施により、自死予防に対する職員の知識向上や支援体制の充実に取り組んだ。保健福祉部の職員を対象に、e ラーニングシステムによる養成研修を取り入れ、業務の合間で多くの職員が受講できる手法を模索した。 分類や属性を問わず、庁舎内で連携して支援するため、重層的支援体制整備事業にて庁内連携会議を開催し、情報共有しながら機運醸成を深めた。 学校においては、スクールカウンセラーやスーパーバイザー等を中心に児童生徒の抱える悩みに対し、対応を行い、日常的な連携を図りながら、中学校での学習支援や家庭訪問、保護者等への教育相談など多面的な支援の強化・充実も図った。富谷中学校西成田教室も開設し、心の問題のほか様々な要因により不登校傾向となった児童生徒の支援に選択の幅を広げ、教育の充実を図った。	引き続き、自殺予防に関する普及啓発に努めるとともに、人材育成のためのゲートキーパー養成研修を実施し、不安や悩みを抱えた人を多方面から支える支援体制の整備に取り組む。 また、e ラーニングシステムを活用し、市役所職員向けのゲートキーパー養成研修を実施するほか、市民及び関係機関向けの研修実施も視野に入れ、支援の担い手の育成に努める。 支援が必要な人がどの窓口相談しても、しかるべき対応につながるよう、属性にとらわれず、断らない包括的相談支援体制を構築するため、庁内連携会議を継続しつつ、実務職員を巻き込んだ勉強会等を実施し、全庁的な支援体制を構築していく。

こころの健康づくりについては、地区健康教育やリーフレット等の配布により、メンタルヘルスの周知啓発に努めた。 いじめ対策については、富谷市いじめ問題対策連絡協議会と富谷市いじめ問題対策調査委員会の合同会議において、各学校のいじめの状況やアンケートの実態をもとに、初期対応の大切さやアンケートのあり方等について指導助言をいただいた。	こころの健康づくりについて、今後も地区健康教室や研修会等の様々な機会を捉え、周知啓発を継続する。 いじめ対策について、今後も市内の学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
推進協議会の意見	
・重層的支援体制整備事業においては、生活上の問題が複雑化している世帯について、多機関によるチームで重点的に関わることが示されていることから、受け身の体制ではなく、意識的に支援を強化してもらいたい。 基幹相談支援センターが障害のある方の相談支援を行う中心的役割を担っているという事なので、支援対応中の案件においても、多機関連携の必要性についての再確認や、平時から対応事例を共有するなどして、連携力の向上につなげてもらいたい。	

【参考資料①】

○成年後見制度利用促進基本計画



第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%
親族以外80%（うち弁護士26%、司法書士38%）

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

資料：厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室

【参考資料②】

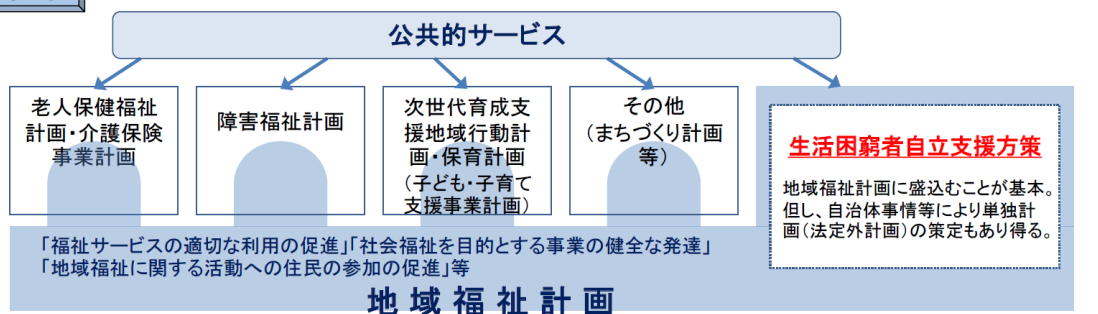
○生活困窮者自立支援計画

生活困窮者自立支援を地域福祉(支援)計画に位置づける意義

- 多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」に陥りがちな生活困窮者への包括的支援を実現するためには、専門機関だけでなく、住民団体やボランティアなど、いわゆるインフォーマルな部門とも協働した「支え合いの地域づくり」を検討する必要がある。
- 包括的支援の実現の観点から、労働や保健医療のほか、地域振興その他の分野との連携協働をすすめるには、従来の個別分野別の「福祉」にとどまらない「地域」を基盤とした発想が必要不可欠であり、その推進にあたっては、地域福祉(支援)計画の活用が効果的である。

参考

「地域福祉計画と他の福祉計画との関係」と「生活困窮者自立支援方策の位置づけ」

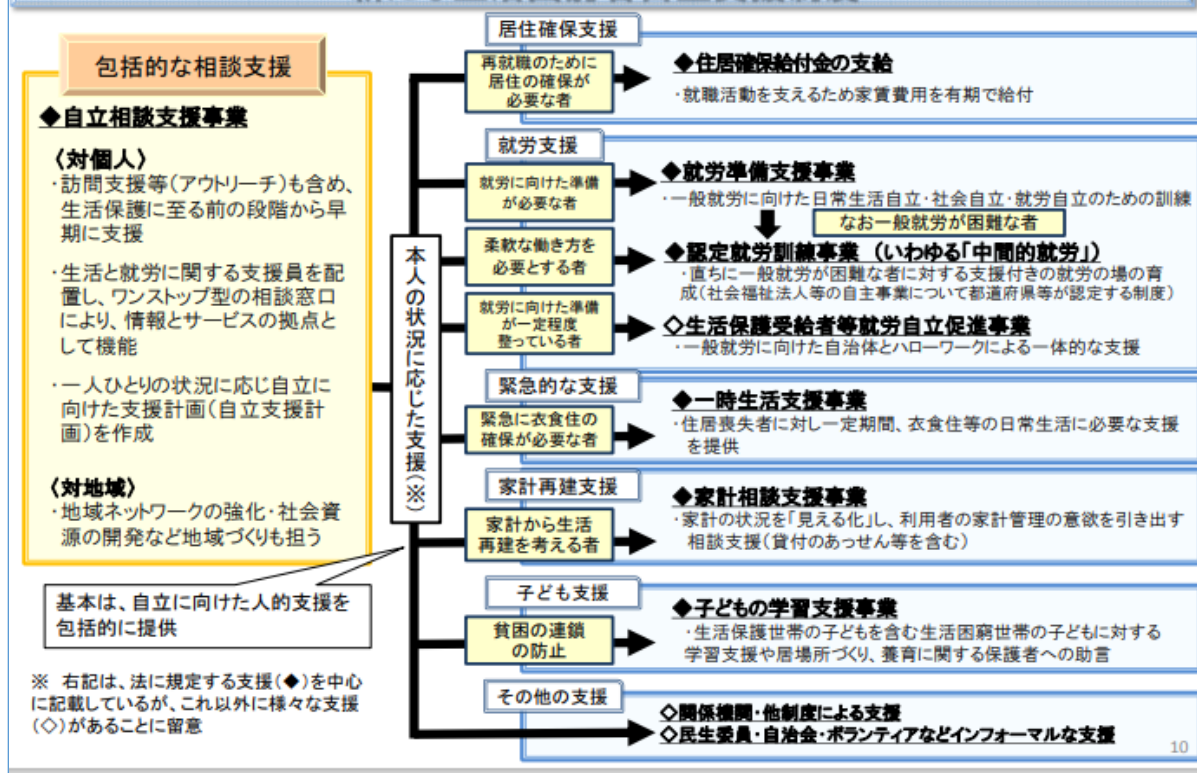


策定指針掲載図表をもとに地域福祉課作成(2014)

- 社会福祉法に基づく行政計画として位置づけられ、進捗管理や評価が計画的に行われる。また、策定や改訂・見直し等の手続き上の住民参加と公表が求められており、考え方や取り組み内容が広く住民・関係者等に周知される。
- 地域福祉(支援)計画は、各分野の個別の行政計画に共通する基盤を構成している。(上図参照)これにより、さまざまな分野のフォーマル・インフォーマルな社会資源との連携等を視野に入れた計画策定が可能になる。

7

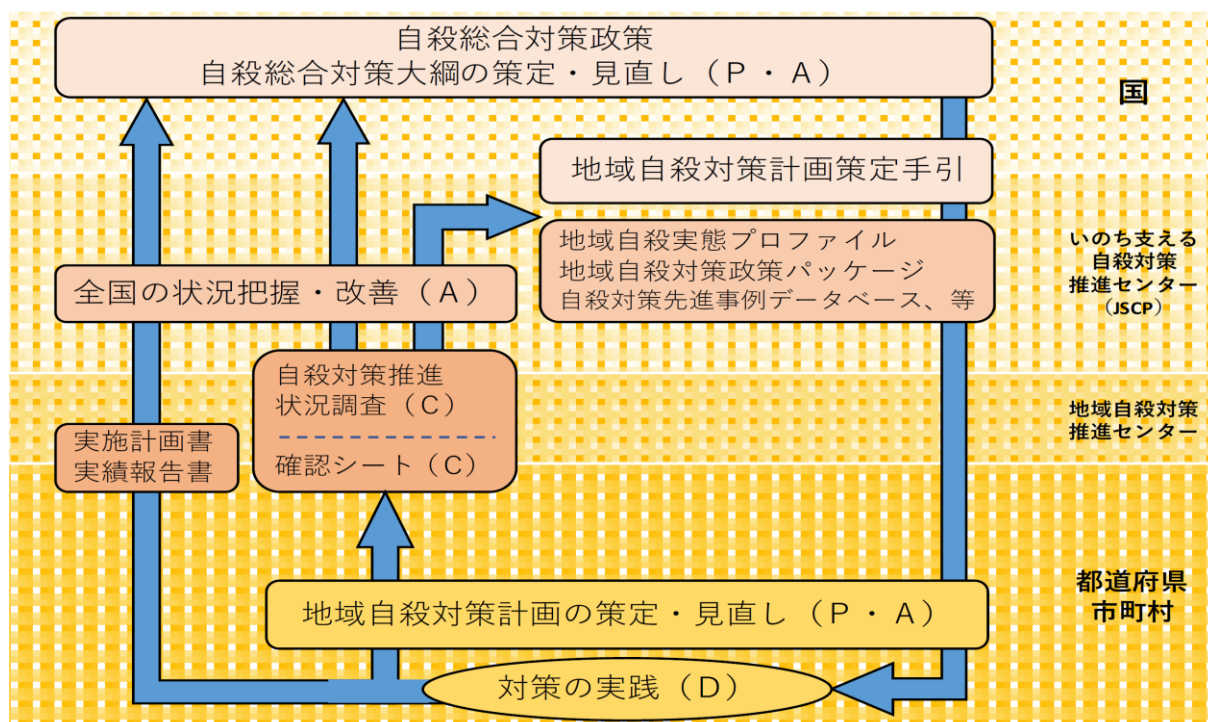
新たな生活困窮者自立支援制度



10

資料：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

○市町村（地域）自殺対策計画



- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。

（平成27年：18.5⇒令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

資料：厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室